



Adobe

支払い処理に関するご案内

Adobe Digital Learning Services(アドビデジタルラーニングサービス)

お取引に関して

<契約締結における前提条件>

アドビ株式会社（アドビジャパン）は、Adobe Systems Software Ireland Limited（アドビアイルランド）の関連会社としてアドビのサービスに関する情報を提供しておりますが、アドビのサービスに関する契約はお客様とアドビアイルランドとの間で締結されます。

<源泉徴収税に関する手続きについて>

- 人的役務提供サービス（海外からの配信によるE-learningを除く各種トレーニング）においては、その料金の支払に対して、原則20.42%の所得税が源泉徴収されます。但し、日本-アイルランド間の租税条約に基づき、支払者の所轄税務署宛に「租税条約に関する届出書（様式6）」を事前に提出頂くことにより、原則20.42%の所得税が0%となります。（日本でトレーニングを実施し、それを配信しているE-learningの場合は、様式6の提出をお願いします）
- 海外からの配信によるE-learningについては、ネットワークを経由して映像が提供されるサービスであり、著作物のライセンス及びアドビの保有するいかなる権利も、お客様には一切付与されません。そのため、国際租税条約で定義されている「権利に対する支払の対価」には該当せず、お客様がご使用されるサービスの対価は源泉徴収税の課税対象外となります。
- * アドビとしての見解であり、源泉徴収税納税義務はあくまでお客様側にあります。お客様ご自身のタックスアドバイザーとご確認の上、納税ください。

お取引に関して

<消費税について>

- 海外からの配信によるE-learningの使用料は、2015年10月1日以降、お客様の財務状況により、リバースチャージ方式による消費税が課税される場合があります。
<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/cross-kokunai.pdf>
- 日本での人的役務提供サービス（海外からの配信によるE-learningを除く各種トレーニング）には、日本の消費税法に基づき消費税（現行10%）が課税されます。

1. 租税条約届出書の届出

1. 人的役務提供サービスをご契約の場合、アドビジャパンにて、アドビアイルランドの署名が入った「租税条約に関する届出書（様式6）」の原本2通をご用意させていただきます。
2. 上記届出書の内容をご確認のうえ、貴社の所轄税務署名をご記入いただき、所轄税務署へご提出下さい。
3. 税務署から返却（受領印押印済み）された原本1通は貴社にて保管して下さい。

2. アドビアイルランドへの送金

1. アドビから請求書（Invoice）の送付

- 請求書はアドビアイルランドより、アドビにてご登録させて頂いている貴社御担当者様宛てに、電子メールでPDFにより送付されます（紙による請求書送付のご依頼はお受けできません）。
- ご登録の請求書送付先の電子メールアドレスをご変更される場合は、ご変更依頼を adlsjapa@adobe.com宛、ご連絡お願い致します。

2. 送金

- 所轄税務署への租税条約届出書の提出後（必要な場合のみ）、ご請求書に記載の送金口座まで送金をして下さい。
- 租税条約届出書をご提出の場合、人的役務提供サービス（海外からの配信によるE-learningを除く各種トレーニング）においては、消費税を含む金額がアドビアイルランドへの送金金額となります。
- 正規の送金方法で処理されなかった場合、後日税務署より御社に源泉徴収の指摘が入る可能性があります。
- 請求書上に表記されているVAT もしくはJCTは、消費税を意味します。
- 送金は、原契約上の支払条件に基づき、支払期限までにお支払い頂けますようお願いいたします。

FAQ

Q1：請求書を「紙」で発行してもらうことは可能ですか？

A： 請求書は、PDFのみでの提供となります。

Q2：請求書送付先の電子メールアドレスを変更したいのですが？

A： 電子メールアドレスのご変更依頼のメールを adlsjapa@adobe.comまでお送りください。

Q3：送金手数料等、各種手数料はどちらが負担するのでしょうか？

A： お客様負担にてお願い致します。



Adobe

MAKE IT AN EXPERIENCE